

少年院のあゆみ

平成22年4月21日（水）

| | 主 な 制 度 上 等 の 動 き | その他の動きなど |
|------------------|---|--|
| 大正12年 (1923年) | 旧少年法, 矯正院法に基づく少年院設置 (多摩少年院・浪速少年院) | |
| 昭和24年 (1949年) | 新生少年院誕生 ○新少年法・少年院法施行 ・収容して矯正教育を行うことを目的として明記 ・種別の制定(初等・中等・特別・医療) など | |
| 昭和25年 (1950年) | 実験施設の指定 ○職業補導重点施設, 生活指導重点施設, 教科重点施設をそれぞれ指定。 | ○矯正保護研修所設置 (S25) ○収容人員第1のピーク 新収容人員 <u>11,333人 (S26)</u> 一日平均 <u>10,815人 (S27)</u> |
| 昭和33年 (1958年) | 生活指導の基本的指針策定 ○矯正局長通達 「少年院における生活指導の充実について」 | |
| 昭和37年 (1962年) | 少年院特殊化構想試案 ○短期訓練重点施設, 職業訓練重点施設, 生活指導重点施設, 教科重点施設, 体育重点施設, 治療的処遇重点施設等を指定 | ○矯正教育研究会(後の日本矯正教育学会)発足 (S39) ○矯正保護上級職員採用試験(現在の国家I種(人間科学II区分)試験)開始 (S40) |
| 昭和44年 (1969年) | ○交通短期処遇を順次開始 | |
| 昭和46年 (1971年) | 少年院における教育訓練要領案 ○短期処遇, 義務教育, 高校教育, 職業訓練, 職業指導, 生活指導等のモデル提示 | ○収容人員減少 新収容人員 <u>1,969人 (S49)</u> 一日平均 |
| 昭和52年 (1977年) | 少年院運営改善 ○矯正局長依命通達 「少年院の運営について」 〈基本方針〉 ○施設内処遇と施設外処遇の有機的一体化 ○処遇の個別化と収容期間の弾力化 ○施設の特色化 ○関係諸機関, 地域社会との連絡協調 | <u>2,515人 (S49)</u> |

| | | |
|--------------------------|---|--|
| <p>昭和55年 (1980年)</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○短期処遇の設置 一般短期処遇, 交通短期処遇 ○長期処遇に処遇課程を設置 生活指導課程, 職業訓練課程, 教科教育課程, 特殊教育課程, 医療措置課程 </div> <p>教育課程と成績評価基準等の整備</p> <p>○矯正局長通達 「少年院における教育課程の編成及びその運営について」</p> <p>○矯正局長通達 「少年院成績評価基準について」</p> | <p>○收容人員第2のピーク 新收容人員 <u>6,062人 (S59)</u> 一日平均 <u>4,600人 (S59)</u></p> <p>○職員に「専門官制」の導入 (S63)</p> <p>○法務教官採用試験開始 (H元)</p> |
| <p>平成3年 (1991年)</p> | <p>短期処遇の改編</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○特修短期処遇設置 (交通短期処遇を発展的に改編) ○一般短期処遇に処遇課程を設置 (教科教育課程, 進路指導課程, 職業指導課程) </div> | |
| <p>平成5年 (1993年)</p> | <p>長期処遇の改編</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○生活訓練課程の設置 (外国人対象の課程 (G2) を含む。) ○職業能力開発課程の設置 (職業訓練課程を改編) </div> | <p>○「児童の権利に関する条約」批准 (H6)</p> <p>○收容人員減少 新收容人員 <u>3,828人 (H7)</u> 一日平均 <u>2,847人 (H7)</u></p> |
| <p>平成8年 (1996年)</p> | <p>教育課程運用の充実</p> <p>○矯正局長通達 「少年院における教育課程の編成, 実施及び評価の基準について」</p> | |
| <p>平成9年 (1997年)</p> | <p>長期処遇の一部見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活訓練課程 (G3) の設置 ○收容期間の弾力化措置 | <p>○神戸連続児童殺傷事件 (H9)</p> |
| <p>平成13年 (2001年)</p> | <p>○少年法等の一部改正 <u>刑事処分可能年齢の引下げ</u></p> | <p>○收容人員第3のピーク 新收容人員 <u>6,052人 (H12)</u> 一日平均 <u>4,528人 (H12)</u></p> |

| | | |
|--------------------------|--|---|
| <p>平成16年 (2004年)</p> | <p>「被害者の視点を取り入れた教育」の充実 ○有識者等による同教育研究会の開催</p> | <p>○犯罪被害者等基本法 施行 (H17)</p> |
| <p>平成18年 (2006年)</p> | <p>就労支援の充実 ○矯正局長通達 「釈放予定受刑者及び少年院出院予定者に対する 就労支援について」</p> <p>○矯正局長通達 「在院者から院長に対して自己が受けた処遇又は一 身上の事情に関する申立てがなされた場合の取扱い 等について」</p> | |
| <p>平成19年 (2007年)</p> | <p>○少年法等の一部改正 ・少年院収容下限年齢の引下げ ・保護者に対する措置の明文化 ・処遇の個別化理念の明文化</p> <p>一般短期処遇の再編</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○処遇課程の再編 (短期教科教育課程, 短期生活訓練課程)</p> <p>○生活指導等の強化</p> </div> <p>○被害者等通知制度の少年への拡充</p> <p>就学支援の充実 ○「刑事施設又は少年院における高等学校卒業程度認 定試験及び就学業務猶予免除者等の中学校卒業程度 認定試験について」</p> | <p>○刑事収容施設法施行 (H19)</p> <p>○更生保護法施行 (H20)</p> |
| <p>平成21年 (2009年)</p> | <p>不服申立制度の創設 ○大臣訓令 「少年院在院者の苦情の申出に関する訓令」</p> | |